

平成30年9月14日

町内事業所等 各位

佐呂間町共同募金委員会
会長 鈴木 洋

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金募金箱設置について（ご依頼）

日頃、佐呂間町共同募金委員会が推進する町内募金活動につきまして、深いご理解とご協力を賜り心より厚くお礼申し上げます。

平成30年9月6日(木)未明に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により、各地で人的被害をはじめ、家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、厚真町、安平町、むかわ町をはじめ北海道全179市町村に災害救助法が適用されました。

佐呂間町共同募金委員会では、被災者支援を目的として義援金を募集することとなり、その一環として佐呂間町内の企業・団体に対して、募金箱設置をご依頼申しあげる次第です。

災害義援金募金箱の設置について、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

記

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金募金箱設置について

1. 募金箱設置

募金活動にご協力していただける個人・商店・企業などに貸出いたします。

2. 募金実施期間

平成30年9月14日（金）～ 平成31年3月29日（金）まで

※回収は社会福祉協議会職員が行います。また期間内でもご連絡いただければ伺います。

3. 募金箱の管理

日常の管理については設置協力者にお任せいたします。

万が一募金箱の盗難、紛失、破損した場合でも共同募金委員会から責任を問うことはありません。また、破損等の場合は新しい募金箱とお取替えいたします。

4. 募金使用用途

寄せられた義援金は北海道共同募金会がとりまとめ、「北海道災害義援金募集・配分委員会」に集約し、公正、適正に被災対象地域に配分されます。

5. その他

募金箱設置企業・団体名は、住民周知を目的として「サロマ社協だより」「サロマしゃきょう公式サイト」に掲載させていただきます。（<https://saroma3732.com>）

6. 連絡先

佐呂間町共同募金委員会（永代町171-3 佐呂間町社会福祉協議会内 ☎2-3732）